

次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

所 属	麻生区役所
職 位	主任
年 齢	5 3 歳
性 別	男性
処 分 内 容	戒告
処 分 理 由	<p>令和 6 年 9 月 3 0 日、麻生区役所において、住民基本台帳事務における D V 等支援措置の対象者の元配偶者から、国民健康保険料の納付を受けた際、当該対象者の住所が記載された領収書を誤って交付し、当該住所を漏えいした。</p> <p>その結果、当該対象者は転居を余儀なくされ、当該対象者に対し転居費用相当額の損害を賠償するに至った。</p> <p>このことは、常に高い行為規範を求められる公務員としてあるまじき行為であり、公務に対する信用を著しく失墜させ、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であった。</p>
処分発令日	令和 8 年 3 月 2 5 日
処 分 者	川崎市長
備 考	管理監督責任として、上司（麻生区役所 課長級 6 0 歳 男性）に対して、口頭注意を行った。